

協定項目	21-4	協議項目	各種事務事業の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
		関係項目	消防・防災事業	

消防・防災事業

行財政専門部会

事務事業 ID	事務事業名	調 整 の 内 容
016300	防災行政無線	防災行政無線施設については、統一配備を含め合併後に再編する。
016500	消防団組織	- 消防団については、地域密着性、災害の地域特性を考慮し、合併時は現行のとおりとし、連絡調整的要素から連合本部組織を設置する。なお、消防団の統合については、住民の要望等を捉えながら将来に向け検討を進めることとする。 - 消防団に連絡調整の役割を担う連合消防団長(団長兼務)を設ける。 - 消防団員の定数については、現行のとおりとする。 - 消防団員の処遇については、合併後に調整する。

先進事例（調整の内容）

■西東京市（東京都／平成13年1月21日 新設）

総合防災訓練、防災行政無線は、現行の内容を統一して実施。

■あさぎり町（熊本県／平成15年4月1日 新設）

- ・ 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を作成する。
- ・ 地域にかかる災害予防または災害応急対策については、合併時に調整する。
- ・ 水防会議については、設置しない。

■加美町（宮城県／平成15年4月1日 新設）

- （1）防災会議については、合併時に新たに設置する。
- （2）地域防災計画については、新町において速やかに策定する。
- （3）災害時の対応については、職員の動員配備体制等について、合併時までに調整し、合併後直ちに対応できる体制とする。

■遠軽地区4町村合併協議会（北海道／平成17年1月〇〇日 新設合併予定）

- 1 消防組織については、合併までに調整を行い合併時に統合・再編するものとする。
- 2 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を策定する。
- 3 災害対策本部は、新町において調整する。
- 4 水防会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域水防計画を策定する。
- 5 治山施設の維持管理については、新町において新たに条例を制定し、治山施設の維持管理に努めるものとする。
- 6 防災無線については、現行のまま新町に引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。

■函館市・戸井町・恵山町・楳法華村・南茅部町合併協議会 （北海道／平成16年12月1日 編入合併予定）

- 1 戸井町、恵山町、楳法華村、南茅部町の常備消防については、函館市東消防署の南茅部支署、戸井出張所、恵山出張所、楳法華出張所とする。
- 2 消防団については、現行のとおりとし、連合消防団を組織する。